

福岡県ホームレス自立支援実施計画(第5次)(案)に係るパブリックコメントにおける意見と対応

No.	該当箇所	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	P- (具体的指定なし)	<p>ホームレスの定義、 先ず日本人だけに限定のこと。不法移民、帰化していない者の排除の上、各自国への帰還措置を取るべき。 無料の保険診療は原則不可 先ずは近親者を調査し第一義的には近親者にて支援する方法を取るべき。 ホームレス自立後には診療費用等の返還義務を付けるべき。 今、日本国民の社会保障料タダ乗りが大きな問題になっているので、福岡県が「x」等で槍玉に上がらない様。</p>	<p>先ず、ホームレスの定義についてです。福岡県ホームレス自立支援実施計画につきましては、『ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法』に基づき策定しております。同法第2条におけるホームレスの定義は、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。」と規定されており、国籍を限定しておりません。なお、不法残留している方につきましては、出入国在留管理庁所管の出国命令制度を利用して帰国する等が考えられます。</p> <p>次に、無料の保険診療、診療費用等の返還義務などについてです。この御意見につきましては、計画案における無料低額診療事業を指しておいでであると推察いたします。この事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されないように、医療機関が無料又は低額な料金で診療を行う事業であり、ホームレスの自立等により診療費用等の返還義務を伴うものではありません。</p>
2	P- (具体的指定なし)	<p>意見書の募集期間が短いと感じます。</p>	<p>意見書の募集期間については、他類似のパブリックコメントを参考に、2週間(14日間)程度の期間を設定することを基本とし、今回は年末年始の閉庁日を考慮し、1週間程度長い21日間といたしました。</p> <p>今回いただきました御意見については、今後、当課で実施する際のパブリックコメントの参考とさせていただきます。</p>